

令和４年６月阿見町教育委員会定例会議事録

会議日時	令和4年6月23日（木）午後3時30分	
会議場所	阿見町立中央公民館 第一会議室	
出席委員	出席者 教育長 立 原 秀 一 委 員 中 島 雅 己 委 員 岡 田 治 美 委 員 湯 原 敦 子	欠席者 委 員 小 林 和 裕
委員以外 の出席者	教育部長、学校教育課長、生涯学習課長、指導室長、中央公民館長 給食センター所長、予科練平和記念館長、学校教育課主任	
議 題	報告第11号 阿見町学校給食センター運営委員会委員の委嘱の専決 について 議案第27号 令和4年度要保護及び準要保護児童生徒の認定につい て 議案第28号 阿見町教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関 する規則の一部を改正する規則について 議案第29号 阿見町教育委員会教育長事務決裁規程の一部を改正す る訓令について 議案第30号 阿見町立学校管理規則の一部を改正する規則について 議案第31号 阿見町立学校に係る学校事務共同実施に関する規則の 一部を改正する規則について 令和4年6月教育業務報告及び7月教育業務予定	
傍 聴 者	0名	
議 事 概 要		
教育長	阿見町教育委員会会議規則第8条の規定により、ただいまより令和4 年6月教育委員会定例会を開会します。 まず、会議録の確認ですが、5月教育委員会定例会の会議録について お伺いします。会議録については、皆様に配付したとおりでよろしいで しょうか。	
委員	異議なし。	
教育長	次に、本日の教育委員会定例会の議事録署名人について、阿見町教育 委員会会議規則第17条の規定により、中島委員を指名します。よろしく お願いいたします。 それでは審議事項に入ります。はじめに報告第11号について、事務 局より説明をお願いします。	

事務局	○報告第 1 1 号 阿見町学校給食センター運営委員会委員の委嘱の専決について 資料 1 ページをご覧ください。非常勤特別職の阿見町学校給食センター運営委員会委員について、その委嘱を専決させていただきました。委員は 1 2 名で、内 4 名が再任です。あて職として選出していただいています。 報告は以上です。
教育長	ただいま事務局より、報告第 1 1 号の説明がございましたが、ご質問等ありましたらお願いします。 ないようでしたら、報告第 1 1 号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。
委員	異議なし。
教育長	異議なしと認め、報告第 1 1 号については承認されました。 次に議案第 2 7 号についてですが、事務局より取下げの申し出がありましたので、説明をお願いします。
事務局	○議案第 2 7 号 令和 4 年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について 議案第 2 7 号で提案いたしました、事務手続きの不備により取下げをいたします。本件については 7 月上旬に書面による臨時教育委員会を開催して、ご承認をいただくことを検討しています。 毎年、夏休み前に保護者へ認定・不認定の通知を行っていますので、遅れが出ないように手続きを進めます。 説明は以上です。
教育長	ただいま事務局より、議案第 2 7 号の取下げの説明がございましたが、ご質問等ありましたらお願いします。
委員	書面開催とのことですが、資料には児童生徒の個人情報に記載されていますので、承認後に全て回収しているかと思います。どのような方法で書面開催を行うのでしょうか。
事務局	関係書類を委員のもとに直接持参して、承認後にその場で回収する方法をとれないかと検討しています。
委員	書面ではなく通常どおりの対面でいいのではないのでしょうか。
委員	私も、児童生徒の個人情報に記載されていますので、持ち出してはい

	けないものという認識でいます。もちろん書面でも慎重に取り扱いますが、個人情報を守る認識がずれてしまわないよう、手順をはっきりさせた方がいいと思います。
委員	審議があった場合、その場でお答えいただけるのでしょうか。個人的には通常どおり開催していただいた方が安心かと思います。
教育長	それでは委員からご意見もいただきましたので、通常どおりの方法で臨時教育委員会を開催したいと思います。ご協力ありがとうございます。議案第27号については取下げとします。 次に議案第28号について、事務局より説明をお願いします
事務局	○議案第28号 阿見町教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について 資料4ページをご覧ください。本件は、いきいき学びの町AMI推進本部幹事会において、町部局から補助執行をさせる職員の職名を改正するものです。 過去の機構改革で変更された課名や職名の修正漏れがありましたので、それらを現在の名称に変更します。 説明は以上です。承認をよろしくお願いします。
教育長	ただいま事務局より、議案第28号の説明がございましたが、ご質問等ありましたらお願いします。
委員	道路公園課が2つの課に分かれて改正されていますが、元々は一つの課だったということでしょうか。
事務局	はい。以前は道路公園課という一つの課が、現在は道路課と都市整備課に分かれています。
教育長	他にご質問はありませんでしょうか。 ないようでしたら、議案第28号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。
委員	異議なし。
教育長	異議なしと認め、議案第28号については承認されました。 次に議案第29号について、事務局より説明をお願いします。
事務局	○議案第29号 阿見町教育委員会教育長事務決裁規程の一部を改正する訓令について

	資料 7 ページをご覧ください。本件も、過去の機構改革で教育次長が教育部長に変更された際、修正漏れがあったものを変更するものです。説明は以上です。承認をよろしくお願いします。
教育長	ただいま事務局より、議案第 29 号の説明がございましたが、ご質問等ありましたらお願いします。
委員	教育部長に変わったのはしばらく前ですね。
事務局	はい。実際のところ、文書決裁や休暇承認のシステムでは部長に修正されていますので、運用上の支障はありませんでした。本来は機構改革の際に例規を一斉修正しますが、そこで漏れてしまっていたようです。
委員	置き換えし忘れたものまで審議にかける必要があるのか、という気もしています。教育委員会に諮らなければならないとは思いますが、様々なものがデジタル化に移行する中で、根本から変えていかないと時間ばかりかかってしまいます。こういった行政の業務は沢山残っているように感じます。若い世代に引き継いでいく中で、できるだけ効率的な見直しを行っていただきたいと感じます。
教育長	あたたかいご意見をありがとうございます。他にご質問はありませんでしょうか。 ないようでしたら、議案第 29 号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。
委員	異議なし。
教育長	異議なしと認め、議案第 29 号については承認されました。 次に議案第 30 号ですが、議案第 31 号と関連性がありますので、事務局よりあわせて説明をお願いします。
事務局	○議案第 30 号 阿見町立学校管理規則の一部を改正する規則について ○議案第 31 号 阿見町立学校に係る学校事務共同実施に関する規則の一部を改正する規則について 資料 10 ページをご覧ください。共同学校事務室は、各校の事務職員が連携して事務を行うために設置するものです。現行規則では、中心校と呼ばれる学校に共同学校事務室を置くことになっており、阿見中が中心校として規定されています。しかしながら、実情として阿見中以外も中心校になる場合がありますので、それを可能にするために改正を行います。

	このことに関連して、学校管理規則でも共同学校事務室について、学校事務の適正化及び効率化並びに学校運営への支援を行うため設置するという内容に変更します。 説明は以上です。承認をよろしくお願いします。
教育長	ただいま事務局より、議案第29号の説明がございましたが、ご質問等ありましたらお願いします。
委員	改正によって、今後は教育委員会が中心校を毎年指定していくことになるのでしょうか。主査がいる学校が中心校になると思われますが。
教育長	少し補足させていただきたいと思います。 これまでは阿見中を中心校に指定していました。規則上、共同事務室長として事務職員の中心となる者は主査もしくは係長でなければならないと規定しています。今年、人事異動によって阿見中には主査も係長も配属されなかったため、阿見中を中心校に置くことができなくなってしまいました。 そのため、主査が配置された学校を中心校にする、というような修正が必要になります。人事異動により毎年中心校が変わることもあり得ますし、この規則は阿見中に主査が配属される前提で作られましたので、今回見直しを行うことになりました。 昨年度から学校長会よりご指摘を受けており、大変遅くなりましたが変更できる準備が整いました。
委員	事務職員の主査は阿見町で一人なののでしょうか。
教育長	町に一人という決まりはありませんが、自治体規模によって概ね決まります。ただ、主査でなくても係長でも事務室長になることはできます。
委員	主査や係長は阿見町の中での立場ということではないですね。
教育長	はい。学校事務職員ですので県職員になります。
委員	今までは阿見中を中心校としていて問題がなかったけれども、今年度の人事異動で変えなければならなくなったということですね。
教育長	はい。阿見中に必ず主査が配属される前提になっていましたが、県の人事ですので必ずということは考えられません。
委員	とても古い規則なののでしょうか。

事務局	平成30年に作られた規則です。
委員	事務の効率化に繋がりますので、とてもいい取り組みだなと感じたことを記憶しています。
教育長	4月から今月までは、あさひ小の主査の事務職員が会の運営を行ってくださっていました。今後はあさひ小が中心校になりますので、引き続き運営していただくことになります。
委員	昨年度から懸念していたことでした。共同事務室長がいる学校の校長が会長になることになっていますが、こちらは変更しなくても大丈夫なのでしょうか。
教育長	はい。学校長会にもご配慮をいただき、会長については変更不要です。他にご質問はありませんでしょうか。 ないようでしたら、議案第30号及び議案第31号について、承認することにご異議ありませんか。お諮りします。
委員	異議なし。
教育長	異議なしと認め、議案第30号及び議案第31号については承認されました。 次に、令和4年6月教育業務報告及び7月教育業務予定を事務局からお願いします。
事務局	○令和4年6月教育業務報告 1日定例管理職会、社会教育委員会議、2日ふるさと文芸検討委員会、町保護司会総会、いきいき学びの町AMI推進会議、3日文化財保護審議会、7日町議会定例会開会、8日町議会一般質問、9日町議会一般質問、10日町議会一般質問、青少年相談員総会、13日町議会民生教育常任委員会、14日管理訪問（朝日中・竹来中）、16日教科書用図書選定協議会、17日北関東教育長会総会・研修会、18日二所ノ関親方トークショー、21日管理訪問（阿見中）、町議会定例会閉会、町校長会、23日町教頭会、教育委員会定例会、24日いじめ問題対策連絡協議会、町教務主任会、27日交通対策協議会、放課後子ども教室視察、行政改革推進本部会議、28日管理訪問（第一小）、29日管理訪問（阿見小・第二小）、30日管理訪問（あさひ小・君原小） ○令和4年7月教育業務予定 1日管理訪問（本郷小・舟島小）、学校運営協議会、2日文化協会舞踊発表会、5日政策調整会議、6日定例管理職会、7日予科練歴史調査

	委員報告会、いきいき学校保健委員会、12日計画訪問（第一小）、14日図書館協議会、15日教科用図書選定協議会、16日町PTA連絡協議会研修会、予科練講演会、キャンドルナイト、19日教育振興基本計画・生涯学習推進計画合同本部会、25日MIM研修会、26日教育委員会定例会、27日いきいき学びの町AMI推進会議、町校長会、教育振興基本計画策定委員会、28日市町村教育長研究協議会（オンライン）
教育長	ただいま事務局より、令和4年6月教育業務報告及び7月教育業務予定の説明がありましたが、ご質問等ございましたらお願いします。 （その他協議事項、連絡事項については下記記載のとおり）
委員	いじめ問題対策連絡協議会は定例のものでしょうか。
事務局	はい、定例で行っているものです。各校の生徒指導担当職員、警察署、児童相談所、町関係各課等から出席をしていただき、各校のいじめ対策の確認や昨年度の状況の情報交換を行って、重大事態が起きないようにする会議です。
委員	MIM研修会というのはどのようなものでしょうか。
事務局	MIMというのは、学習につまずきのある児童を支援するための多層指導モデルを指します。読みや文字の理解に支障のある児童を対象にした学習ソフトで、児童がつまずく前に指導と支援を提供することを目指します。特別支援学級に在籍していなくても、読みの障がいや不安を抱えた子どもが多く存在しています。タブレットにソフトを入れて使って早めに発見し、トレーニングを行うことで深刻化を予防します。 研修会は小学校1、2年生の担任や特別支援学級の教諭を対象に、外部講師を招いて行います。
委員	この学習ソフトを使って児童は訓練するということでしょうか。
事務局	はい。例えば「じてんしゃ」という言葉の「しゃ」が読めないというようなつまずきがある児童がいます。そういった苦手なところをバックアップしてくれる学習ソフトです。
教育長	他に質問はありませんでしょうか。 ないようでしたら、以上をもちまして本日の会議を終了させていただきます。
そ の 他 連 絡 事 項 等	

事務局	○次回の教育委員会 7月教育委員会臨時会 令和4年7月14日（木）午後3時30分 7月教育委員会定例会 令和4年7月26日（火）午後3時30分
閉会	午後4時45分

議事録署名

令和 年 月 日

教 育 長 立原 秀一

委 員 中島 雅己